

金融機関向け IFRS ニュース 2022 年 2 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の [< 凡例 >](#) をご参照ください。

< 今月のハイライト >

◆コンバージェンス

■ [ASBJ によるコロナ禍における ECL と CECL の適用の影響に関する分析資料の公表](#)

ASBJ は第 474 回企業会計基準委員会資料の中で、欧米金融機関のコロナ禍における ECL と CECL の適用影響について、両モデルのそれぞれの考え方や、主要欧米銀行によるコロナ禍における予想信用損失計上額の動向等について分析された資料が公表されました。

< 今月の記事一覧 >

カテゴリー	発信元 (※1)	記事のタイトル (※2)
会議	【IASB】	2022 年 2 月の IASB 会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。
ワーク・プラン	【IASB】	IASB がワーク・プランを更新しました – 変更点の分析（2022 年 2 月の会議）
コンバージェンス	【ASBJ】	第 474 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。
		第 473 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。

※1 発信元の正式名称は末尾の [< 凡例 >](#) をご参照ください。

※2 < 今月のハイライト > で個別に取り上げた記事を緑ハイライトしています。

< 記事本文 >

◆会議

(2022年2月28日)

[【IASB】2022年2月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。](#)

2022年2月21日から24日にかけて開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました。

■ [動的リスク管理](#)

(暫定決定事項なし)

- 動的リスク管理モデルの仕組み（どの金額を認識して、それを財務諸表のどの部分で認識すべきか）に関するフィードバック及び初期的分析について議論し、今後の主要な残課題として識別しました。

■ [資本の特徴を有する金融商品](#)

(暫定決定事項あり)

- IAS第32号「金融商品：表示」の適用に関して、株主の裁量で現金を引き渡す（又は金融負債となるような方法で決済する）契約上の義務を伴う金融商品の分類について議論し、こうした種類の金融商品を金融負債又は資本に分類する際に判断を適用するのを助けるための要因ベースのアプローチを探求することを決定しました。これは、株主の決定が企業の決定として扱われるかどうかを評価するにあたり企業が考慮すべき潜在的要因の例を提供することになります。

■ [基本財務諸表](#)

(暫定決定事項あり)

以下含む財務諸表の別掲項目について暫定決定事項が複数あるため詳細は下記の議事録をご覧ください。

- 基本財務諸表の表示に関する原則について検討を行い、公開草案第42項に示された基本財務諸表における科目の表示についての一般原則を、「目的適合性がある」という用語を削除し、その代わりに企業の収益及び費用又は資産、負債及び資本の「理解可能な概観」への言及を含めることによって改訂することを決定しました。
- 基本財務諸表において要求される科目について検討を行い、純損益計算書の別掲項目は、関連する各区分において表示するが、財務区分において表示すべき要求される科目を定めないと決定しました。

■ [IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー](#)

(暫定決定事項あり)

- 適用後レビューにおいて識別されたトピックは、IASBの2022年から2026年のアクティブ・プロジェクト又はリサーチ・パイプラインについての作業計画に追加するのに十分なほど高い優先度はないと決定しました。
- 次のステップとして、適用後レビューについての報告書及びフィードバック・ステートメントを公表することになります。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

なお、IASBによる当会議の議事録（IASB Update）は、[こちら](#)（IASBのウェブサイト）に掲載され、ASBJによるIASB Updateの日本語訳は、[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）に掲載されています。

[今月の記事一覧へ](#)

◆ワーク・プラン

(2022年2月28日)

[【IASB】IASBがワーク・プランを更新しました — 変更点の分析（2022年2月の会議）](#)

2022年2月のIASB会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

<主な変更点>

- メンテナンス・プロジェクト
 - セール・アンド・リースバックにおけるリース負債：IFRS 基準の修正を 2022 年下半期に予定（以前は未定）。
- リサーチ・プロジェクト
 - 資産のリターンに基づく年金給付：プロジェクトの要約の公表を 2022 年 4 月に変更（以前は 2022 年第 2 四半期）。

ワーク・プランは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

掲載記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆コンバージェンス

（2022 年 2 月 22 日）

[【ASBJ】第 474 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。](#)

ASBJ は、2022 年 2 月 21 日に開催された第 474 回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
 - 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて説明がなされ、審議が行われました。
 - 金融資産の減損に関する会計基準の開発
 - ステップ 1 の ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択及びその前段階の整理（ステップ 0）における検討項目と進め方について、以下の内容が示された上で、審議が行われました。
 - その他、IFRS 第 9 号及び Topic 326 の予想信用損失に関連するガイダンス（コアでない部分）の確認
 - コロナ禍における ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）の適用による影響
- なお、コロナ禍における ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）の適用による影響の審議資料（全 17 ページ）の中で、主に以下の点が説明されています。

- ECL と CECL の両モデルの背景にある情報の有用性に係る目的適合性に関する考え方の違い
- 主要欧米銀行によるコロナ禍における予想信用損失計上額の動向について、米国 4 銀行、欧州 3 銀行の比較から、予想信用損失の変動性に関して、米国銀行の方がやや大きいようにも見られること
- BIS、EBA、BCBS による分析や監督当局の対応

審議資料は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2022 年 2 月 9 日）

[【ASBJ】第 473 回企業会計基準委員会の概要が公表されました。](#)

ASBJ は、2022 年 2 月 8 日に開催された第 473 回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
 - 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて説明がなされ、審議が行われました。
- 金融資産の減損に関する会計基準の開発
 - ステップ 1 の ECL (IFRS 基準) と CECL (米国会計基準) のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択及びその前段階の整理 (ステップ 0) における検討項目と進め方について、以下の内容が示された上で、審議が行われました。
 - ECL モデル (IFRS 基準) における相対的アプローチ～信用リスクの著しい増大の評価に関する開示例
 - ECL モデルと CECL モデルにおける予想信用損失の測定に関する定め及び開示例

[今月の記事一覧へ](#)

< 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution)
AASB	オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board)
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会 (Association Belge des Analystes Financiers)
Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)
AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザリー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)

DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト (※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)
FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	6 大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポートング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICE ベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)

IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)
IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)
JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)
KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)
NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
VRF	価値報告財団 (Value Reporting Foundation)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DTT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

<お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響 (kyo.sakata@tohatsu.co.jp)、小口敬 (kei1.oguchi@tohatsu.co.jp)、
谷口智哉 (toshiya.taniguchi@tohatsu.co.jp)



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2022. For information, contact Deloitte Tohatsu Group.